

令和4年度第2回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後2時から午後3時まで

2 開催場所 利府町役場 2階 第2、3会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会 長	1 番	渡 邊 賢
職 務 代 理	2 番	鈴 木 幸 雄
委 員	3 番	鈴 木 孝 男
委 員	4 番	伊 藤 英 樹
委 員	5 番	郷 家 百合子
委 員	6 番	小 林 寅 雄
委 員	7 番	桂 嶋 賢 一
委 員	8 番	小 幡 康 子
委 員	9 番	阿 部 富 雄
推 進 委 員	10 番	庄 司 安 伸
推 進 委 員	11 番	板 橋 秀 之
推 進 委 員	12 番	鈴 木 政 夫
推 進 委 員	13 番	鈴 木 ハマ子
推 進 委 員	14 番	赤 間 良 一

農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 活 博
事務局 島 津 恵 子
佐 藤 嘉 恭

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第4 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に対する受理について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

議 長 ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員5名の計14名です。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名
会議録署名委員の指名を行います。6番 小林 寅雄 委員、7番 桂嶋 賢
一 委員にお願いします。

議 長 日程第2 「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とします。

議 長 事務局から2ページ番号1について内容の説明をお願いします。

事務局 2ページ番号1の内容ですが、
本件の申請地は、森郷字後楽東2番35号 地目 畑 面積277㎡です。申請事由は農地拡大のためで、売買の所有権移転になります。
位置図は3ページに記載の箇所となっています。
審査基準については、農地法第3条第2項1号の全部効率利用と第4号の常時従事、第5号の下限面積、第7号の地域調和の各要件に該当しない旨、許可要件すべてを満たしています。
以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、
2ページ番号1の現地在森郷地区になりますので13番 鈴木 ハマ子 委員から補足説明願います。

2ページ番号1

13番 鈴木 ハマ子 委員 譲受人は、隣接する梨畑を所有している方の息子さんと、一体的に利用できるものなので、特に問題はないと思われる。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 日程第3 「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

はじめに、4 ページ番号 1 について、事務局から内容の説明をお願いします。

事務局

4 ページ番号 1 の内容ですが、

本件の申請地は、菅谷字新笠菅沢 6 8 番 地目 田 面積 533 m² 自作 農地
区分 2 種で、位置図は 5 ページに記載の箇所となっています。

転用事由は資材置場と駐車場で、権利内容は R 5 年 7 月 3 1 日までの賃貸借設定
となっております。

借り人は塩竈市の事業者であり本町を含む近隣地域において事業実施しており、
各現場に資材を円滑に運搬するため、幹線道路に近く面積が広い場所を探してお
りましたが、市街化区域内で条件に合う土地が見つからず、やむを得ず市街化調
整区域である申請地を選定したということであります。

なお、本件については、申請者において農地転用許可申請を怠り、無断に転用
を行っているものであり、宮城県の指導により今回、始末書を添付の上、農地転
用許可申請を行うこととなったものです。

審査基準については、周辺の営農条件に悪影響をあたえないこと及び一時転用
のため賃貸借契約満了後は確実に農地に戻すことから、基準を満たしております。
以上で説明を終わります。

議 長

次に、現地確認調査等の結果について、

番号 1 は現地が菅谷地区になりますので、私の方から補足説明をします。

4 ページ番号 1

1 番 渡邊 賢 会長

申請地は、数十年前から菅谷地区のゲートボール場として
使用していた。その後、現在の資材置場として使用し
ていたが、農地転用の許可を失念していたものである。

今回、農地転用の許可にあたっては特に問題ないと思
われる。

議 長

事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行いま
す。発言のある方は挙手願います。

議 長

質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り
許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手を願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長

次に、日程第 4 「議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題と

します。

議 長 事務局から6ページ番号1について、内容の説明をお願いします。

事務局 6ページ番号1の内容は、

申請地は、菅谷字新山路19番1外2筆、面積合計3,060 m²、位置図は7ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和4年6月1日から令和7年5月31日まで、借賃は玄米年60kg、年末持参払いとなっております。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

以上で、説明を終わります。

議 長 現地確認等の結果について、

6ページ番号1の借人が大町地区になりますので、11番 板橋秀之 委員から補足説明願います。

6ページ番号1

11番 板橋 秀之 委員

これまで利用権設定を行っていたが、期限が過ぎてしまったため、更新ではなく新規の案件となった。特に問題はないと思われる。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質問、意見等ございませんか。ご質問・ご意見等がないようです。報告案件でございますので、了承いただきます。

議 長 日程第5 「報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

議 長 事務局から8ページ番号1について内容の説明をお願いします。

事務局 8ページ番号1の内容は、

届出地は、菅谷字赤萱38番2 外2筆 地目 畑 合計面積 323 m² 自作 農地区分3種、位置図は9ページに記載の箇所となっております。

転用目的は近隣住民用の駐車場用地7台分で、権利内容は売買の所有権移転となっております。

被害防除については、砂利を敷いて整地し土砂が流出しないようにするため近隣への影響はないものと考えております。

以上で説明を終わります。

議 長 現地確認等の結果について、番号1の現地が菅谷地区になりますので、8番 小幡康子 委員に補足説明願います。

8 ページ番号 1

8 番 小幡 康子 委員 現地は、元々宅地であるが、現場確認の結果、特に問題はないと思われる。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質問、意見等ございませんか。ご質問・ご意見等がないようです。報告案件でございますので、了承いただきます。

議 長 次に、その他に移った。

議 長 (1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。

議 長 4 ページ番号 1 については、私が履行確認、8 ページ番号 1 について 8 番 小幡康子 委員に、履行確認をお願いします。

次に、10 ページから 14 ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

2 番 鈴木 幸雄 委員	1036、1039 番 完了確認報告
	1051 番 初期確認報告
3 番 鈴木 孝男 委員	1048 番 完了確認報告
13 番 鈴木 ハマ子 委員	1022 番 完了確認報告

議 長 他にございませんか。なければ、履行確認についてを終了します。

議 長 次に(2) 次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の総会の日程につきましては、令和4年6月24日(金)午後2時から役場2階の第1、第2会議室で開催となりますのでよろしくお願いします。

議 長 他に委員の皆さんから意見などございますか。

議 長 他にないようですので、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございました。

局 長 以上をもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和4年6月24日

6 番委員

小林 寅雄  印

7 番委員

桂 嶋 賢一  印